

令和8年8月6日

積算基準等の適用時期について

大阪府環境農林水産部で使用する下記積算基準等の適用時期について、令和8年度は、以下のとおりとします。

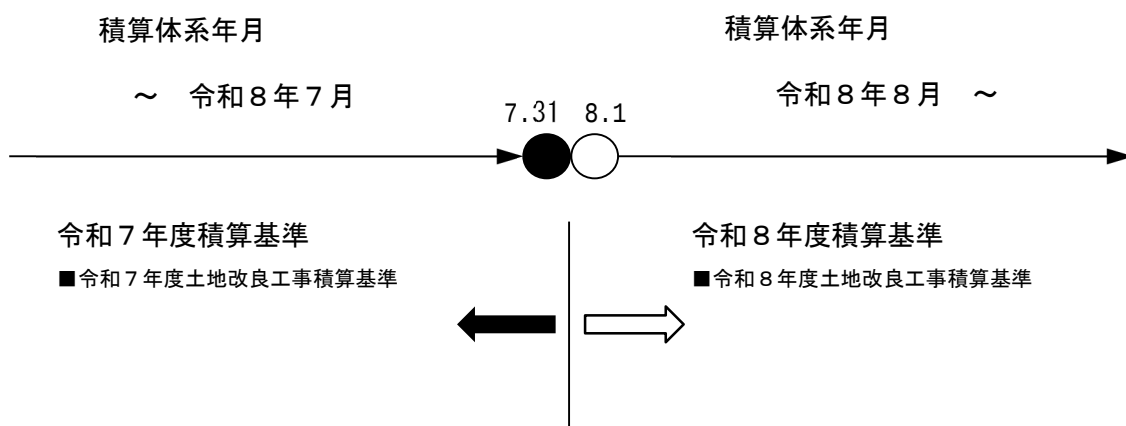
1. 農空間整備事業関係 積算基準

- ◎ 土地改良工事積算基準(土木工事)
- ◎ 土地改良工事積算基準(機械経費)
- ◎ 土地改良工事積算基準(施設機械)
- ◎ 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)

■ 適用時期は金抜設計書の積算書鏡の「単価期適用年月」で確認してください。

「単価期適用年月」

- ① 【令和8年7月】以前 の場合 → 令和7年度歩掛を適用
- ② 【令和8年8月】以降 の場合 → 令和8年度歩掛を適用



2. 治山事業関係 積算基準

- ◎ 森林整備保全事業設計積算要領 及び 標準歩掛
- ◎ 森林土木木製構造物施工マニュアル
- ◎ 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領

適用時期は金抜設計書の総括情報表の「単価適用年月日」で確認してください。

「単価適用年月日」

- ① 【令和8年8月】以前 の場合 → 令和7年度歩掛を適用
- ② 【令和8年9月】以降 の場合 → 令和8年度歩掛を適用

なお、治山事業関係の発注案件では、基本的に、設計書に添付している「特記仕様書」内に、適用している積算基準名及び適用年度を記載しています。必ず特記仕様書により確認していただくをお願いします。

3. そのほかの積算基準

例) 都市整備部の 建設工事積算基準など

環境農林水産部が所管していない積算基準・歩掛等を使用している場合は、

- (1) 見積参考資料に、使用している歩掛等を明示しています。
 - (2) 特記仕様書に、適用している積算基準・歩掛等の名称及び適用年度を明示することとしていますので、見積参考資料や特記仕様書などで確認してください。
- なお、適用年月日は、原則として所管している部局の適用に従っています。

4. その他

- ◎の印のある積算基準は、府政情報センターで閲覧できます。
(市販の刊行物のため、HP での閲覧はできません)。

問合せ先:

環境農林水産部

環境農林水産総務課 契約・金融 G

電話 06-6941-0351(代表)

内線 2726、2727